

木造住宅の耐震改修費 補助のご案内

令和6年度



習志野市

～令和6年度より補助対象を拡大しました～

- 平成12年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅の耐震改修工事が新たに補助対象となりました。
- 所有されている方の費用負担を軽減するために、昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅について、二段階による改修工事（二段階改修）が補助対象となりました。

ご不明な点は建築指導課までお問合せ下さい。

習志野市では地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が現在お住まいの木造住宅について、耐震改修を実施する場合に、耐震改修に要する費用の一部を補助する制度を実施しています。

補助金を受けるに当たり、市と事前協議が必要となります。また、耐震改修工事業務の契約に先立ち、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

対象となる木造住宅

木造住宅で次のすべてに該当するもの

- ア 市内に建築されていること。
- イ 主要構造部が木材で在来軸組構法又は枠組壁工法（2×4工法）により建築されたものであること。（特殊な大臣認定工法等は除く）
- ウ 平成12年5月31日以前（二段階改修工事の場合は、昭和56年5月31日以前）に建築または着工された建築物であること。

～補助の対象となる二段階改修工事とは～

昭和56年5月31日以前に建築又は着手された木造住宅で、耐震診断の結果、上部の構造評点が0.7未満であるものについては、二段階でおこなう耐震改修工事が補助の対象となりました。耐震改修計画に基づき、1段階目の工事で上部構造評点を0.7以上（又は、1階の上部構造を1.0以上）とし、二段階目の工事で上部構造評点を1.0以上とすることが必要となります。

- エ 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- オ 地上階数が2以下であること。
- カ 建築基準法の集団規定に違反していないこと。
- キ 耐震診断（※1）の結果、上部構造評点（※2）が1.0未満の住宅であること。
（二段階改修工事の場合は、上部構造評点（※2）が0.7未満の住宅）

※1 耐震診断とは「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により行う一般診断法又は精密診断法で、習志野市に登録されている木造住宅耐震診断士により行われたものに限り
ます。

※2 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標のひとつであり、以下のように判定されます。

上部構造評点	判 定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

対象者

上記の木造住宅を所有し、かつ居住している方で、次の全てに該当する者が対象となります。

- ア 住民基本台帳に記載されていること
- イ 木造住宅を所有し、かつ、居住していること
- ウ 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。
- エ 対象木造住宅を共有している場合は、共有者の委任を受けた者に限る
- オ 過去に改修補助金の交付を受けていないこと（共有者も対象）
- カ 補助金の交付決定通知後、5年以上対象木造住宅に居住すること

耐震改修工事の内容

耐震改修工事は、耐震性能の向上を目的とする上部構造評点を1.0以上に改修する工事です。

リフォーム工事等を同時に行う場合には、工事内容を区分する必要があります。

※二段階改修工事を行う場合は、一段階目の工事で上部構造評点を0.7以上（又は1階部分が1.0以上）とし、二段階目の工事で上部構造評点を1.0以上にする必要があります。

補助の対象となる費用

耐震改修に要する工事費が補助対象となります。なお、補助金の交付を受けるためには、習志野市木造住宅耐震診断士が設計及び工事監理を行う必要があります。

補助の額

耐震改修工事に要する工事費の5分の4（1,000円未満の端数は切り捨て）。ただし、1,000,000円を限度とします。

※二段階改修工事の場合は、段階ごとに500,000円が限度となります。

代理受領制度について

習志野市から改修工事の施工者に、補助金を直接支払うことができます。耐震改修工事を行う方は改修工事費から補助額を差し引いた額を用意すればよいため、初期費用の負担を軽減できます。

制度を利用する場合には、実績報告書（第3号様式）の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、交付請求書の提出時に委任状（第5号様式）を添付して提出してください。

設計者、工事監理者、施工者の選定

・設計者及び工事監理者

補助の対象は、習志野市に登録した木造住宅耐震診断士が実施するものに限りです。

この名簿は、市のホームページ又は市役所建築指導課窓口でご覧いただけます。

・施工者（改修工事）

市民の皆様が、建設業法の許可を受けている事業所に所属する者を選定してください。

受付期間

令和6年5月27日（月）～令和6年12月6日（金）

（補助棟数 10棟（予定））

※令和7年2月15日（土）までに工事が完了していること。

受付方法

建築指導課窓口にて、先着順で受付けを行います。

必要書類が揃っていない場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

受付時必要書類

1. 習志野市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書
(「住民票」及び「市民税、固定資産税又は都市計画税の納付状況」については、市役所内部で確認するため、書類は不要です。)
2. 委任状(ご自身で申請書類を持参し共有者がいない場合、提出は不要です。)
3. 木造住宅に係る登記事項証明書(建物の全部事項証明書)【※1】
4. 建築士により建築基準法(集団規定に限る)に適合していることを確認できる書類
5. 木造住宅耐震診断結果報告書の写し【※1】
6. 耐震改修に係る工事費の見積書の写し
7. 案内図
8. 耐震改修工事に係る設計図書
(耐震改修工事費見積もりの取得に当たって、最低限必要な内容を盛り込んだ補強計画書等。二段階改修工事を行う場合は、段階ごとに作成したものを添付してください)
9. 耐震改修工事の施工者が建設業法第3条第1項に規定する許可を受けていることを証する書類(施工業者の建設業許可証の写し)
10. その他

【※1】習志野市耐震診断費補助金の交付を受けている場合は、添付不要です。

提出書類について

各様式は、市のホームページよりダウンロードできます。

(トップページ→各種手続き・申請 申請書DL・電子申請→申請書ダウンロード→都市整備関係→建築指導関係→木造住宅「耐震改修費補助」関係)

この制度の内容は、市のホームページでご覧いただけます。

(トップページ→市政情報→まちづくり→建築→建築物の耐震化促進に関すること→木造住宅の耐震化の補助等のご案内→令和6年度木造住宅「耐震改修費(工事費)補助」のご案内)

問合せ先

習志野市都市環境部建築指導課

電話 047-453-9231 (直通)

FAX 047-453-7384